

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年10月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600255号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600165号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月10日の標準賞与額を9万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月

私は、A社から請求期間に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賃金台帳、A社から提出された総勘定元帳及び事業主の回答から、請求者は、請求期間において、同社から10万円の賞与の支払を受け、9万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を当該賞与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万6,000円とする

ことが必要である。

また、平成 22 年 12 月に係る賞与の支払年月日については、A 社から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載されている賞与支払年月日から平成 22 年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 12 月 10 日の賞与について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したが、厚生年金保険料について納付したか否かは不明と回答しているものの、当該届は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 12 月 18 日に年金事務所に対して提出されていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 12 月 10 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600256 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600166 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 7 月 31 日の標準賞与額を 4 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月

A 社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、A 社から提出された請求者に係る 15 年賃金台帳及び 15 年 2 回分賞与一覧表から、請求者は、請求期間において、同社から 30 万円の賞与が支払われ、4 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (3,000 円) を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、4 万 5,000 円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の賃金台帳及び賞与一覧表から平成 15 年 7 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月31日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年7月31日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600235 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600168 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 8 年 3 月 31 日から平成 8 年 4 月 1 日に訂正し、平成 8 年 3 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 5 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日まで A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録は平成 8 年 3 月 31 日喪失となっており、3 月分の厚生年金保険の記録がない。

厚生年金保険料は控除されていたはずなので、厚生年金保険の資格喪失年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録及び請求者から提出された平成 8 年分給与所得の源泉徴収票により、請求者が平成 8 年 3 月 31 日まで A 事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された上述の源泉徴収票、給与明細書及び雇用保険被保険者離職票 - 2 並びに A 事業所の事務担当者の陳述から、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準報酬月額については、平成 8 年 2 月の厚生年金保険の記録から 22 万円とすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成8年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日は、A事業所が加入するB健康保険組合の被保険者記録における喪失年月日と同日となっており、社会保険事務所及び健康保険組合の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成8年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成8年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600259号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600170号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月13日の標準賞与額を45万4,000円、平成19年7月10日の標準賞与額を30万9,000円、平成19年12月11日の標準賞与額を46万3,000円、平成24年12月10日の標準賞与額を52万3,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月13日、平成19年7月10日、平成19年12月11日及び平成24年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月13日、平成19年7月10日、平成19年12月11日及び平成24年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成18年12月13日の標準賞与額を45万4,000円から46万5,000円、平成19年7月10日の標準賞与額を30万9,000円から31万6,000円、平成19年12月11日の標準賞与額を46万3,000円から47万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の訂正後の標準賞与額(訂正前の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年7月
③ 平成19年12月
④ 平成24年12月

請求期間①から請求期間④までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

い。また、年金額に反映しなくても、事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から請求期間③までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書及びA社から提出された請求者の当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①は46万5,000円、請求期間②は31万6,200円、請求期間③は47万4,300円の賞与の支払を受け、請求期間①は45万4,000円、請求期間②は30万9,000円、請求期間③は46万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から請求期間③までに係る標準賞与額については、上述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は45万4,000円、請求期間②は30万9,000円、請求期間③は46万3,000円とすることが必要である。

請求期間④について、請求者の当該期間に係る賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、52万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①から請求期間④までの賞与支払年月日については、請求者から提出された銀行の取引履歴調査結果（流動性預金）の入金日、上述の給与所得に対する所得税源泉徴収簿の支給月日及び事業主の陳述により、請求期間①は平成18年12月13日、請求期間②は平成19年7月10日、請求期間③は平成19年12月11日、請求期間④は平成24年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①から請求期間③までについて、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準賞与額への訂正を求めているところ、上述の賞与明細書及びA社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請

求期間①は 46 万 5,000 円、請求期間②は 31 万 6,000 円、請求期間③は 47 万 4,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を、請求期間①は 45 万 4,000 円から 46 万 5,000 円、請求期間②は 30 万 9,000 円から 31 万 6,000 円、請求期間③は 46 万 3,000 円から 47 万 4,000 円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間①から請求期間③までの訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600246号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600171号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を26万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月

請求期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表及び金融機関から提出された取引推移一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から26万4,900円の賞与の支払を受け、標準賞与額26万4,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支払年月日については、上述の賞与支給控除一覧表及び取引推移一覧表から平成22年7月9日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600218 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600029 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 43 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 9 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 36 年 4 月から昭和 43 年 10 月まで

私は、制度が開始された昭和 36 年 4 月から国民年金に加入していた。請求期間の全てについて国民年金に加入し保険料を納付したわけではないが、保険料額が最初は 100 円と安かったので、数年間は納付した。加入手続については、町内会の役員が自宅に来てくれたので、自宅で行い、その後、年金手帳も自宅でもらったと思う。保険料については、当初、町内会の役員が、自宅に集金に来てくれていたが、その後、いつからかは分からないが、事情があり、郵便局で納付するようになった。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において夫が共済組合の組合員であったため、国民年金の任意加入対象者に該当していたところ、自身の国民年金加入に至った国民年金制度発足当初の出来事について具体的に記憶しており、その記憶している保険料額（当初は 100 円）についても、制度発足当初の保険料月額と一致している。

しかしながら、請求者は、請求期間の全てについて国民年金に加入し保険料を納付したわけではないが、数年間は納付した旨陳述しているものの、国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 7 月頃に払い出され、この国民年金手帳記号番号以外に、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の加入手続は、国民年金制度発足当初（昭和 36 年 4 月）ではなく、この頃に初めて行われ、その加入手続の際に被保険者資格を昭和 46 年 7 月以降とする事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

また、請求者は、請求期間中のいつからかは分からないが、郵便局で保険料を納付するようになった旨陳述しているところ、A市は、郵便局で現年度保険料を納付することが可能になった時期は、平成7年4月からである旨回答していることから、請求者が記憶する保険料の納付方法は、当時の同市の取扱いとは相違している。

さらに、国民年金被保険者台帳、並びにA市及びB市（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿のいずれの帳票類においても、オンライン記録と同様、請求者が請求期間において国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、自身の氏名に関して、これまでに漢字の誤り、読み間違いがあった経験があるので、年金記録についても誤りが生じている可能性があるのではなかろうかとの疑念を抱いている。しかし、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び紙台帳検索システムによると、請求者が挙げている多数の氏名の誤り等を考慮した上で確認を実施しても、請求者が請求期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを見いだすことができない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600219 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600030 号

第 1 結論

昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 17 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 3 月まで

私は、国民年金に加入したいと思い、昭和 50 年 12 月頃に A 市役所で加入手続を行った。この時、過去の保険料を納付できる特例があると聞き、その場で 3 万 6,500 円を納付し、その領収書に押されていた印鑑の名前も覚えているので、保険料を納付できるだけの資力があつたことが分かる預金通帳の写しも提出して、年金記録を訂正してほしい旨、訂正請求（1 回目）を行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする平成 27 年 7 月 14 日付けの通知を受け取った。

しかし、私が請求期間の保険料を納付しているのは、間違いない。再度、訂正請求（2 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の 1 回目の訂正請求（訂正請求期間は昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 12 月まで）については、請求者の国民年金加入手続は、昭和 50 年 12 月頃に行われ、当該期間の被保険者資格を遡って取得し、加入手続以前の一部期間の保険料は現年度保険料として納付されているものの、この加入手続時期において、i）特例納付保険料及び過年度保険料として納付する方法を併用した遡及納付可能期間の保険料合計額、又は 1 回目の訂正請求期間のうち、現年度保険料を含めた全ての納付可能期間の保険料合計額については、請求者が預金通帳の記載金額の内訳として保険料に充てたと陳述する金額と、大きく相違していること、ii）A 市は、特例納付保険料及び過年度保険料を収納していなかったとしていること、iii）同市は、当時の年金担当者に請求者が記憶する名前の職員は在籍していなかったとし、同市の指定金融機関は、該当する職員が在籍していたか不明であるとしていることなどから、既に平成 27 年 7 月 14 日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間に関して、1 回目の訂正請求期間のうち、既に納

付済みとされている期間（昭和 50 年 4 月から同年 12 月まで）を除外して本訂正請求期間へと変更し、請求内容に関して、1 回目の訂正請求と同じ内容にて、本訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600230 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600031 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 45 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 11 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 36 年 4 月から昭和 45 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、義母が行ってくれ、保険料については、しばらくの間、義母が、自宅に集金に来ていた民生委員に、毎月、家族 3 人分（義母、義父、私）で 1 万 2,000 円を納付してくれていた。その後、いつからか覚えていないが、私が、同じ納付方法で、家族 3 人分の保険料を納付していた。保険料を納付した際には、市県民税を納税した際と同じような帳票に 3 人分の領収印を押してもらっていたことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を義母が行ってくれていたとしているところ、その義母については、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から亡くなるまでの国民年金加入期間において、昭和 45 年 1 月の 1 か月間を除き保険料の未納はなく、請求者についても、国民年金加入期間において保険料を全て納付していることから、請求者及びその義母の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする義母は既に亡くなっていることから、請求者の加入手続に係る詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 10 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 51 年 10 月に任意加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。こ

これは、請求者に係るA市の国民年金保険料検認状況一覧票及び請求者の所持する年金手帳の被保険者資格取得状況の記載内容とも一致する。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者及びその義母が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、義母については、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、昭和35年12月頃に国民年金手帳記号番号が払い出され、上述のとおり、保険料が納付されているものの、請求者については、上述の昭和51年10月頃に払い出された国民年金手帳記号番号の他に請求期間において国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、義母と請求者とでは状況が異なり、義母の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る保険料が納付されていたと推認することはできない。

加えて、請求者は、請求者自身又は義母が、自宅に来ていた集金人に、毎月、家族3人分（義母、義父、請求者）で1万2,000円の保険料を納付し、当時、国民年金手帳は見たことがなく、保険料を納付した際には、市県民税を納税した際と同じような帳票（10センチ×25センチぐらい）に3人分の領収印を押してもらっていた旨陳述している。しかし、請求期間の保険料納付に関して、i）A市の広報誌によると、集金人（国民年金推進員）による保険料の徴収が開始されたのは、昭和37年11月からであり、その集金の頻度は、毎月ではなく3か月に1度であったこと、ii）請求期間当時、同市で保険料を納付する際は、国民年金手帳を用いて、同手帳に印紙を貼付し、検認を受ける印紙検認方式であったこと、iii）請求者が記憶する3人分の保険料額は、請求期間当時の保険料額と大きく相違していること、iv）義父（明治36年生）は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月1日において、既に50歳を超えており、制度上、国民年金の被保険者とはなり得ず、家族3人分の保険料を一緒に納付することはできなかったことを考え合わせると、請求者及びその義母が納付していたとする保険料が何に関する保険料であったかは不明であるものの、少なくとも請求者に係る請求期間の保険料であったと推認することは困難である。

このほか、請求者及びその義母が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600225 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600032 号

第 1 結論

昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 32 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

平成 19 年 8 月に当時住んでいた A 市 B 区にあった社会保険事務所（当時）に年金記録の照合に行った際、請求期間が国民年金未加入期間とされ、保険料も未納であることを知った。

しかし、当時、父親から「国民年金に入ったから、保険料を払っておく。」と言われ、父親に言われた保険料額を渡した。

父親は、既に亡くなっており、当時の状況の詳細は不明であるが、父親は請求期間の保険料を C 市 D 町にあった役場で納付したと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 3 か月と短期間であるほか、戸籍の附票によると、請求者の請求期間の住所地は C 市であり、父親は同市で請求者の国民年金加入手続が可能であった。

また、請求者は父親が C 市 D 町にあった市の役場で請求期間の保険料を納付したと思うとしているところ、C 市は、請求期間当時、D 町にあった同市 E 支所は国民年金保険料を取り扱っていたとしており、請求者の陳述と合致する。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しており、当時の状況の詳細は不明である。

また、請求者は、父親から「国民年金に加入したから、保険料を払っておく。」と言われ、父親に言われた保険料額を渡したとしているものの、年金手帳は父親から渡されていないし見たこともないとし、父親に渡した保険料額についても覚えていないとしていることから、父親が請求者の請求期間に係る国民年金加入手

続をし、請求期間の保険料を納付した事情を見いだすことができない。

さらに、請求者は、請求期間が国民年金未加入期間となっていることに不審を抱いているところ、国民年金手帳記号番号検索システム及びオンライン記録において、請求者に国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで国民年金被保険者ごとに付番された番号）が払い出された形跡は見当たらず、C市において請求者の年金記録は確認できないほか、オンライン記録によると、請求者は平成20年4月に基礎年金番号（平成9年1月から使用された公的年金制度共通の番号）に基づき第3号被保険者として初めて国民年金に加入していることから、請求期間が国民年金未加入期間とされていることに不自然な点はみられない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600232 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600167 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 12 日から昭和 33 年 11 月 30 日まで
② 昭和 36 年 10 月 30 日から昭和 41 年 3 月 9 日まで

昭和 31 年 10 月 12 日から昭和 33 年 11 月 30 日までの期間と昭和 36 年 10 月 30 日から昭和 41 年 3 月 9 日までの期間について、事業所は不明だが、厚生年金保険の適用事業所に勤めていた可能性があるため、厚生年金保険被保険者の記録を見つけて、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に厚生年金保険の適用事業所に勤務していた可能性がある旨主張しているが、事業所の名称及び所在地を記憶していない。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる事業所及び当該事業所の同僚に照会したものの、請求者が請求期間に勤務していたとされる事業所を特定できない。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚及び知人についても特定できない上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保管していないことから、請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600121号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600169号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年11月16日から平成17年2月1日まで
私は、A社に平成16年11月16日に入社し、事務員として勤務したが、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。勤務していたことは間違いないので、請求期間について、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の元代表清算人から提出された資料及び回答から、請求者が請求期間に同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、A社の元代表清算人は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しているところ、当該清算人から提出された請求者に係る平成17年1月分賃金データからは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、請求者のA社における雇用保険の資格取得年月日及び同社が加入していたB健康保険組合における資格取得年月日は、いずれも厚生年金保険の資格取得年月日と同日の平成17年2月1日であることが確認できる。

さらに、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したものの回答を得ることができないことから、同社における請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。